

# ヘイトスピーチに対する大阪市としてとるべき方策について（中間とりまとめ）概要

大阪市人権施策推進審議会「憎悪表現（ヘイトスピーチ）に対する大阪市としてとるべき方策について」検討部会

## 1 現 状

- ・大阪市内において、繁華街で韓国・朝鮮籍の方々等に対する「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」を含む活動が行われている。
- ・これまでも、本市では大阪府・市長会・町村長会の中で、国に対して法による対応の検討も含め、実効性のある対策を講じるよう要望を行ってきた。
- ・他方、京都の民族学校への憎悪表現に関する民事訴訟の上告審について、最高裁が上告棄却を決定し、損害賠償を命じた一、二審判決が確定した。
- ・国連人権規約自由権規約委員会や国連人種差別撤廃委員会から、「憎悪表現（ヘイトスピーチ）」に関して国に対し法規制をするよう勧告が出ている。
- ・国においても、自民党、公明党がPTを、民主・維新・共産・社民が超党派の議員連盟を立ち上げて、ヘイトスピーチ対策を議論している。

## 2 課 題

- ・デモという場の発言は、特定の個人や特定の団体に対してなされたものではなく、相手の特定が困難である。
- ・憲法 21 条「表現の自由」の問題等からも、現行の法制度では規制等が困難な状況である。

## 3 経 過

平成 26 年 9 月 3 日 大阪市長から大阪市人権施策推進審議会へ「ヘイトスピーチに対する大阪市としてとるべき方策について」諮問  
同 日 大阪市人権施策推進審議会に「ヘイトスピーチに対する大阪市としてとるべき方策について」検討部会を設置

## 4 方策検討部会開催状況

第 1 回：10 月 3 日 第 2 回：10 月 31 日 第 3 回：11 月 14 日 第 4 回：12 月 12 日

（部会による団体からのヒアリング）

- ・第 3 回部会：コリア N G O センターを対象に実施
- ・第 4 回部会：在日特権を許さない市民の会を対象に実施

## 【これまでの論点整理状況】

<p>目的（保護法益） 市民の人権擁護 ヘイトスピーチにより被害を受けた市民又は市民の属する集団の擁護</p>
<p>「ヘイトスピーチ」の定義 次の要件に全て該当するものを「ヘイトスピーチ」とする 対象者・・・人種、民族に係る特定の属性を有する個人又は集団 意図・目的・・・社会からの排除や権利・自由の制限、又は明らかに憎悪若しくは差別を扇動することを目的とする表現行為 表現の内容・場所・方法など・・・相当程度の侮蔑、誹謗中傷及び威嚇、脅威を感じさせ、かつ、一般聴衆が受動的に発信内容を知りうる状態にあるもの</p>
<p>ヘイトスピーチへの措置 国の実施する措置との関係・・・地方自治体は、国の人権侵害救済の補完的な役割を基本とする 大阪市独自の措置の検討 規制的な措置 本市施設等の利用制限・・・現行法制度においては、ヘイトスピーチが行われる、又は、行う団体であることのみを理由に公の施設の利用を制限すること困難 認識等の公表・・・ヘイトスピーチと認定した事案について、事案の概要と講じた措置を公表し、大阪市の姿勢を示す 救済的な措置 援助のうち、被害者救済のための支援策（訴訟費用支援等）については、社会における差別意識の拡大を抑止するため、ヘイトスピーチに関する司法判断を積み重ねるために行われる訴訟について、訴訟費用等を貸与し支援する 措置の対象・・・大阪市内で行われた表現行為等を対象（属地主義）とするが、訴訟費用等支援を受けることができるのは大阪市内在住者に限る 啓発・・・行政として当然実施すること</p>
<p>ヘイトスピーチ該当性の審査 申立主義・・・ヘイトスピーチにより被害を受けた個人等からの申立を受けて審査を行うことを基本とするが、審査機関が職権により調査を行うこともできる 審査機関・・・専門家による審査委員会（仮称）がヘイトスピーチ該当性や講じる措置等を判断する 設置及び権限・・・市長の附属機関として設置し、調査・審議を行い、市長に意見を述べる 組織・・・外部の専門家で構成する 審査・・・当事者双方から意見を聴取し、公平な審査を行う</p>

## （今後のスケジュール（予定））

平成 26 年 10 月～ 27 年 1 月	方策検討部会（全 6 回程度）
2 月	大阪市人権施策推進審議会から市長へ答申
3 月	条例素案の策定、条例素案について H P 上で意見募集